

建設業者・解体工事業者のみなさまへ

地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

～被災地域の生活環境への飛散を防止するために～

地震災害時には、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体されます。この解体及び解体物の処理・運搬において、アスベストの飛散が懸念されます。被災地域の生活環境への飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、アスベスト飛散防止対策を徹底する必要があります。

建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれては、地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう、次のことにご留意ください。

1. 災害発生時の応急措置に協力を！

災害発生時に、飛散するおそれのある吹付けアスベスト（又は疑わしいもの）が露出するなどしたときは、アスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を行う必要が生じます。建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれても、必要に応じて、建築物の持主等による応急措置の実施に協力していただくようお願いいたします。

（主な応急措置の例）

- ・ ビニルシート等によって飛散防止を図る
- ・ 水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・ 散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

2. アスベスト廃棄物は区分して適正に保管を！

アスベスト廃棄物は、それ以外の廃棄物と分別して取り扱い、区分して適正に保管する必要があります。アスベストを含む廃棄物と含まない廃棄物を区分し、また、アスベストを含む廃棄物については、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」に区分して適正に保管してください。なお、自治体が設置する一次保管場所に持ち込むときは、自治体が定める受入れの基準に従ってください。

3. アスベスト廃棄物は平常時と同様の処理を！

アスベスト廃棄物については、地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様の運搬・処分を行う必要があります。アスベスト廃棄物の処理基準に留意し、適切に運搬・処分してください。

アスベスト廃棄物の適正処理については、大阪府のホームページに掲載している資料等を参考にしてください。

（参考資料）

- ・ 建設工事業者の皆様へ「アスベスト廃棄物の適正処理について」（大阪府）
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/11%20asubesuto_syori_2021.5_.pdf
- ・ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（環境省）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaji_manu/rev2017_zentaiban.pdf

お問い合わせ

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ
住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
電話：06-6210-9570（直通）

（令和3年4月）